

第十管区海上保安本部（水路測量） 公示第 20 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和 6 年 7 月 5 日

第十管区海上保安本部長 赤松 宏樹（公印省略）

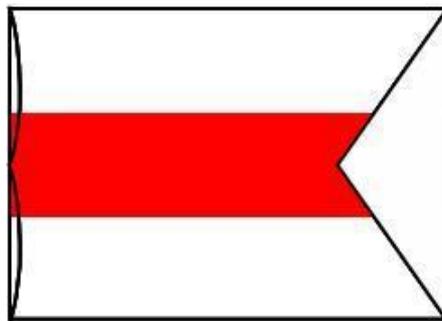
- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - (1) 名称 第十管区海上保安本部
 - (2) 住所 鹿児島市東郡元町 4 - 1

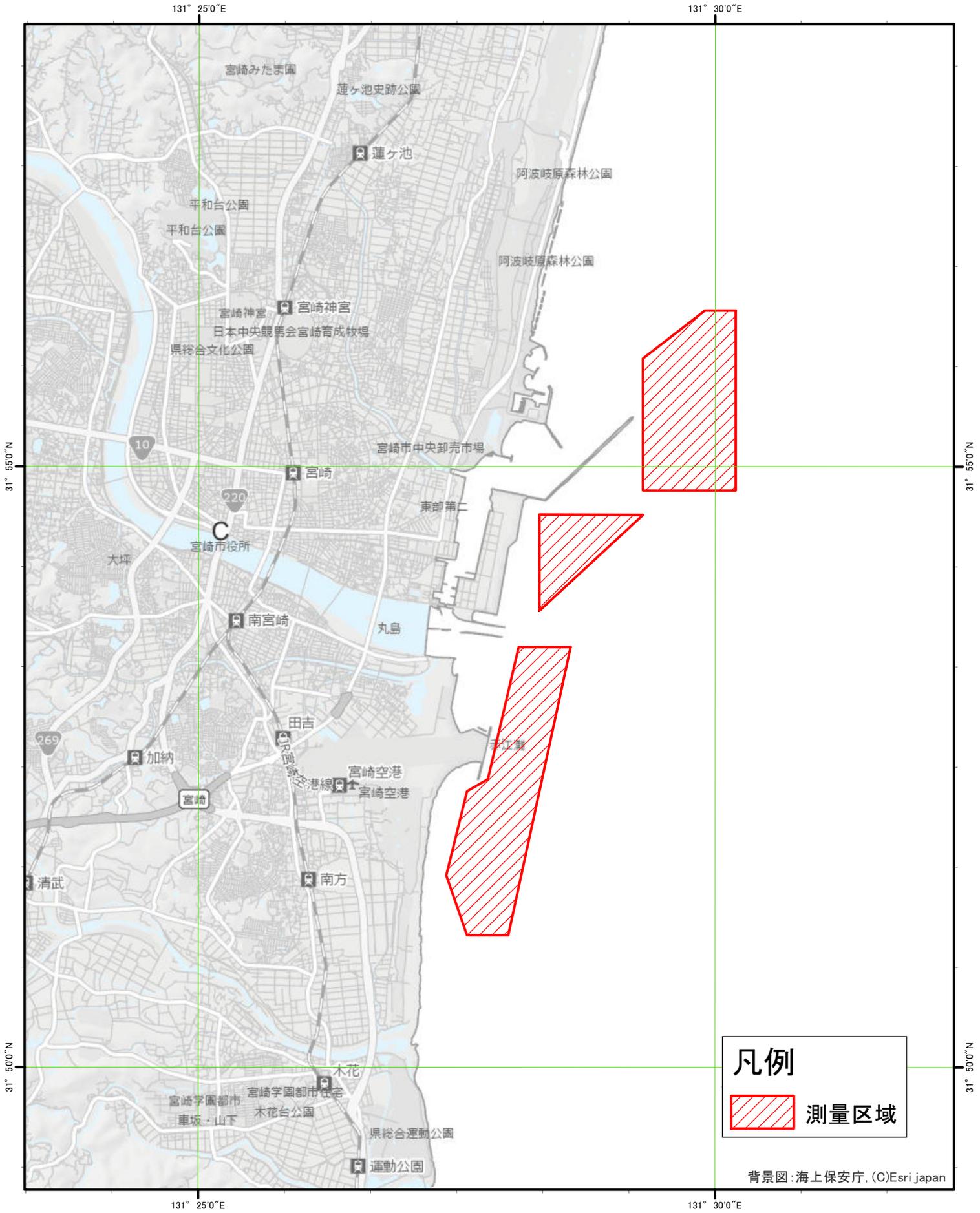
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - (1) 区域 宮崎港及び付近（別添付図）
 - (2) 期間 令和 6 年 8 月 26 日から令和 6 年 9 月 28 日までのうち 12 日間

- 3 水路測量の実施方法
GNSS による測位、マルチビーム音響測深機による測深

- 4 航行船舶に対する安全処置
 - (1) 十管区水路通報による周知を行う。
 - (2) 測量船は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第六条に定める標識※を掲げる。

※ 標識（標旗）





凡例
測量区域

背景図: 海上保安庁, (C)Esri japan

0 0.5 1 2 3 4 5 M
マイルの尺度